

相模原市農業委員会第36回会議議事録

開 会 日 時 令和7年2月28日 午後1時32分

閉 会 日 時 令和7年2月28日 午後2時20分

開 催 場 所 市役所第2別館3階 第3委員会室

出 席 委 員 (○印)

①	青 木 齊	⑧	志 村 佳 男	⑮	八 木 拓 美
②	齋 藤 憲 一	⑨	阿 部 健	⑯	菱 山 喜 章
③	加 藤 正 博	⑩	高 橋 三 行	⑰	藤 村 達 人
④	渋谷 久 夫	⑪	齋 藤 孝 之	⑱	天 野 明
⑤	斉 藤 嘉 之	⑫	山 口 幸 男	⑲	加 藤 通 一
⑥	大 塚 優 子	⑬	大 谷 健 一		
⑦	小 林 康 史	⑭	西 東 邦 雄		

出席委員 19名

欠席委員 0名

傍聴人 0名

事 務 局 前田康行 伊藤和彦 濱端雄高 武信秀直

議事録署名人 議 長

.....

議席10番

.....

議席16番

.....

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第 1 4 回農政運営委員会報告
3	議案第 6 6 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
4	議案第 6 7 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
5	議案第 6 8 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
6	議案第 6 9 号	農用地利用集積計画の決定について
7	議案第 7 0 号	農用地利用集積計画の決定について
8	報告第 7 1 号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
9	報告第 7 2 号	農地所有適格法人の報告について
1 0	報告第 7 3 号	非農地証明書の発行について
1 1	報告第 7 4 号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
1 2	報告第 7 5 号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

議長（阿部会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第３６回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は１９名で、定足数に達しております。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、１０番高橋三行委員、１６番菱山喜章委員を御指名いたします。

傍聴の希望者はないということで、引き続き、議事を進めます。

それでは、これより日程に入ります。

日程 1 会務報告

議長（阿部会長）

日程 1 「会務報告」をいたします。

前田事務局長に報告いたさせます。

事務局（前田事務局長兼次長）

それでは、令和 7 年 1 月 31 日から令和 7 年 2 月 27 日までの主な会務につきまして、報告いたします。

資料を御覧いただきまして、まず、1 の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

2 月 3 日、第 2 回農業委員会会長・事務局長及び市町村合同会議が開催されまして、阿部会長、私が出席しております。内容につきましては、農家の相続対策と農地の継承についてほかでございます。

2 月 19 日、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは報告 10 件となっております。

続きまして、市関係でございます。

1 月 31 日、農業委員会第 35 回総会を行いまして、農業委員 18 名に出席いただきました。内容につきましては、農地法第 3 条の規定による許可申請についてほかでございます。

2 月 12 日、令和 6 年度農業委員会委員視察を行いまして、農業委員 16 名、農地利用最適化推進委員 8 名が出席しております。内容につきましては、相模原市での鳥獣被害対策の取組についてほかでございます。

2 月 20 日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

2 月 27 日、第 14 回農政運営委員会を行いまして、農業委員 9 名が出席しております。内容につきましては、令和 8 年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見に係る提出の流れについてほかでございます。

続きまして、2 のその他でございます。

2 月 22 日、農地再生モデル事業を行いまして、農業委員 10 名、推進委員 4 名が出席しております。内容につきましては、津久井在来大豆の味噌作りでございます。

私からは以上です。

議長（阿部会長）

会務報告がなされましたが、皆様から何か御発言がございましたら、お願いします。よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程２ 第１４回農政運営委員会報告

議長（阿部会長）

続いて、日程２「第１４回農政運営委員会報告」をいたします。高橋委員長から報告をお願いいたします。

委員長（高橋委員）

昨日２月２７日に開催されました第１４回農政運営委員会の結果について報告します。別途配付されております報告資料を御覧ください。

会議の中での主な意見等ですが、議題（１）「令和８年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和８年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」（案）について、指定管理鳥獣に指定されたツキノワグマに関して、先般、閣議決定された鳥獣保護管理との兼ね合いについての確認がありました。

また、相模原市鳥獣被害等対策協議会における猟友会の委託料に関して、その支払い対象となっている津久井支部１３班の体制についての確認がありました。

以上で第１４回農政運営委員会の結果報告を終わります。

議長（阿部会長）

ただいまの報告について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。
よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で第１４回農政運営委員会報告を終わります。

日程3 議案第66号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程3議案第66号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第66号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-13から3-18は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和7年2月28日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページから4ページを御覧ください。

収受番号3-13は、相模原市中央区に住む譲受人が、中央区に住む譲渡人が所有する農地について、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は1ページと2ページを御覧ください。申請地は、中央区上溝の畑2筆、2,402㎡です。今後の作付は隣接する牧場の牧草を栽培する予定です。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地1筆、2,000㎡は適切に管理されています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が200日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、収受番号3-14は、相模原市南区に住む譲受人が、厚木市に住む譲渡人が所有する農地を、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は3ページと4ページを御覧ください。申請地は、南区当麻の畑1筆、532㎡です。今後の作付はネギやサトイモなどの露地野菜を栽培する予定です。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地14筆、10,035㎡は適切に管理されています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が250日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、収受番号3-15から3-17の3件は、譲受人である相模原市農業協同組合が、市内または市外に住む譲渡人が所有する農地を、育苗施設設置のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は5ページと6ページを御覧ください。申請地は、緑区田名の畑4筆、4,254㎡です。今後の作付は野菜苗と水稻苗の育苗を施設栽培で行う予定です。審査基準につきましては、現地及び申請書等で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地41筆、40,273㎡は適切に管理されています。地域との調和要件に

については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。また、法人による農地の所有権の取得の場合は、通常は農地所有適格法人であること、農作業の常時従事要件を満たす必要があります。ただし、農業協同組合が組合員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合は、農地法第3条第2項ただし書の規定により、これらの要件の適用が除外されます。今回、譲受人である農協が取得する農地では、農地転用に当たらないビニールハウス及び農作物高度化施設を育苗施設として設置し、組合員に提供するための苗の育苗を行う予定となっているため、当該ただし書の要件を満たすものと判断しました。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。育苗施設を隣に移設することによって、営農センターの中に空いたスペースができますが、そちらにつきましては、今後、給食センターに出荷するための、野菜の集出荷施設を建築する予定となっております。

続きまして、収受番号3-18は、農地中間管理機構に指定されている神奈川県農業会議が譲渡人となり、農地売買等事業の実施により、相模原市中央区に住む譲受人が、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。前回、元の所有者から神奈川県農業会議へ所有権移転するための届出を令和6年12月の総会で報告しており、当該農地について、今回、改めて耕作者へ所有権移転をするためのものです。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は7ページと8ページを御覧ください。申請地は、緑区大島の畑1筆、711㎡です。今後の作付はネギを露地栽培する予定です。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件について、経営農地6筆、6,199㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が250日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

収受番号3-13については、中央区担当、小林康史委員、お願いいたします。

7番（小林委員）

1月の総会のときに、5条の転用で馬の運動場に転用した、その横の畑になります。今回、3条で畑として利用し、馬の飼料として、イタリアンライグラスを作付するということで、所有権移転を行います。耕作面積の2,000㎡ですけれども、地図の相模原畜産と書いてあるところの右側の角のところ、既に牧草を栽培していますので、今度の所有権移転の畑も、同じようにイタリアンライグラスをつくって有効活用していただければと思います。

以上です。御審議よろしくをお願いいたします。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号3-14については、南区担当、志村佳男委員、お願いします。

8 番（志村委員）

2月20日に現地調査へ行ってきました。相模川の堤防沿いにある畑ですが、ずっと耕作はされていませんでしたので、譲受人の方がきれいに耕作していただければいいかなと思います。何ら問題ないと思います。

以上です。よろしくお願いします。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号3-15から3-18については、緑区担当、山口幸男委員、お願いいたします。

12番（山口委員）

3-15から17について、2月20日に見てきまして、ここはここ何年か作付されていなかったみたいですが、その間もきれいに管理はされておりまして、周りに迷惑をかけるようなことは全くなかったです。今回、実質的に営農センターの拡張になりますので、全く問題ないというか、我々農家にとっては、むしろ歓迎したい案件だと思います。

続きまして、3-18も2月20日に見てきまして、ここも前からきれいに管理されていた場所です。新たに譲受人が使ってくれるということで、結構真面目に、こつこつやる方だったと思います。最近も、たしか近くの畑でブロッコリーの収穫を一生懸命やっているのを見ているので、今後、きれいに活用していただけたと思います。こちらでも本当に歓迎している案件かと思っています。

以上です。

議長（阿部会長）

これより質疑に入ります。

17番（藤村委員）

教えていただきたいのですが、JAが拡張するというので、育苗施設は簡易なビニールハウスみたいな形なのか、それともしっかりとした屋根があるような施設なのか、どんな形になるのですか。

事務局（武信総括副主幹）

半分はビニールハウス、半分は農地高度化施設を造る予定になっています。

17番（藤村委員）

それでは、しっかりした建屋ですね。

事務局（武信総括副主幹）

はい。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

17番（藤村委員）

はい。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんでしょうか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですね。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第66号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程3 議案第66号については、原案のとおり決定いたしました。

日程４ 議案第６７号 農地法第４条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程４議案第６７号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、５ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第６７号 農地法第４条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号４－１１から４－１２及び４－１００６は相当とする理由があるので、農地法第４条第３項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和７年２月２８日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、６ページを御覧ください。

収受番号４－１１は、申請人が所有する田名の農地２筆、９２４㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は１０ページを御覧ください。農地区分は第３種農地です。申請理由といたしましては、産業廃棄物処理業者からの要望により、駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、北側及び西側に鋼板単管パイプを設置し、東側は既設の鋼板単管パイプを利用する計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地はリバーサイド田名ホームの北西約２２０ｍです。

続きまして、収受番号４－１２は、申請人が所有する当麻の農地２筆、３７０㎡を駐車場及び資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は１２ページを御覧ください。農地区分は第３種農地です。申請理由といたしましては、建設業者からの要望により、駐車場及び資材置場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、北側及び東側に畦板を設置し、南側は既設ブロックを利用する計画です。雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模原市緑化センターの南東約３００ｍです。

本庁分は以上です。

事務局（伊藤所長）

続きまして、収受番号４－１００６は、申請人が所有する緑区鳥屋の農地１筆、１５８㎡のうち７１．２５㎡を墓地として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は１４ページを御覧ください。農地区分は第２種農地です。申請理由は、リニア中央新幹線の車両基地建設に伴い、墓地が収用されるため、新たに設置するための申請です。墓地の設置に関しては、「墓地、埋葬等に関する法律」の許可が必要で、担当課である生活衛生課と情報共有し、同日で許可します。設置する墓地は自己所有地内ですが、墓地自体は周囲を玉石積みとし、東側及び南側に参道として砂利を敷き、雨水は敷地内浸透とします。申請地は市立鳥屋学園の北東約３７

0 mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

収受番号4－11については、中央区担当、大谷健一委員、お願いします。

13番（大谷委員）

2月18日に見てきました。林のように見えるところまでが該当の土地ですが、境界線も確認しましたし、周辺への影響もない、雨水の問題もない、全く問題ないとは思いますが。1つだけ確認で、一番上の部分のところに、昔で言う飲み水堀というか、薬研堀というか、60cmぐらいの川があるんです。田名のあの辺はどこも30cmのU字溝みたいので川になっていますが、土手の部分まで単管パイプを埋めるのと、換地は下げて単管パイプをやるのと二通りあるのですが、将来的に考えると、どちらか一つにしたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号4－12については、南区担当、志村佳男委員、お願いします。

8番（志村委員）

2月20日に現地確認に行ってみりました。上溝バイパス沿いでして、境界もしっかりしています。耕うんもしっかりされていて、転用はやむを得ないのかなと思います。ただ、現地まで入る道路が大通りのほうから大分狭いものですから、通行には十分注意していただきたいと思います。御審議よろしくをお願いします。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号4－1006については、津久井地区担当、菱山喜章委員、お願いします。

16番（菱山委員）

2月21日に中島推進委員と現地調査へ行ってみりました。事務局の説明のとおり、何ら問題はありません。ですけど、ちょっと一言だけ。ここの墓場の申請地の下の建物だけがリニア中央新幹線の事業用地に入っているんですけど、1軒だけ残るということです。

以上、よろしくお願いします。

議長（阿部会長）

それでは、収受番号4－11について、事務局から補足説明をお願いします。

事務局（武信総括副主幹）

収受番号4－11の水路につきましては、水路境界の確定図が確定しておりますので、その確定図に従って、水路敷きを避ける形で鋼板単管パイプを設置する計画になっております。

以上です。

議長（阿部会長）

それでは、これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第67号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程4議案第67号については、原案のとおり決定いたしました。

日程５ 議案第６８号 農地法第５条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程５議案第６８号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、７ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第６８号 農地法第５条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号５－１５及び５－１０６８は、相当とする理由があるので、農地法第５条第３項において準用する同法第４条第３項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和７年２月２８日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、８ページを御覧ください。

收受番号５－１５は、譲受人の株式会社中村建工が、譲渡人が所有する麻溝台の農地１筆、８２９㎡の所有権移転を請け、資材置場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は１６ページを御覧ください。農地区分は第３種農地です。申請理由といたしましては、解体工事業を営んでおり、事業規模拡大により、現在使用中の資材置場が手狭となったため、新たに資材置場及び駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両等出入口を除き、万能鋼板を設置し、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は北里大学病院の北西約２８０ｍです。

本庁分は以上です。

事務局（伊藤所長）

続きまして、收受番号５－１０６８は、譲受人が、譲渡人３人が所有する緑区千木良の農地１筆、４８３㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は１８ページを御覧ください。農地区分は第３種農地です。申請理由としましては、譲受人は現在、賃貸住宅に住んでおり、手狭なため、新たに自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存コンクリート擁壁を使用するとともに、新たにコンクリートブロック１段から３段を設置し、雨水については、砂利敷き及び浸透ますで処理し、汚水については公共下水道に接続する計画です。申請地は市立千木良診療所の南西約７０ｍです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号５－１５については、南区担当、志村佳男委員、お願いします。

８番（志村委員）

2月20日に現地確認に行っていました。北里大学病院の西側になりまして、両脇がほとんど駐車場です。境界もしっかり確認できました。特に問題はないと思います。

御審議、よろしくお願いします。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号5－1068については、相模湖地区担当、青木齊委員、お願いします。

1番（青木委員）

25日に推進委員の岸さんと現地確認いたしました。境界線はしっかりしておりますので、別に問題はないと思います。私としては、この辺は鳥獣の被害もなく、農業するには最適なところでございます。農地がまた減るのは悲しいと思いますけれども、致し方ないと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

それでは、これより質疑に入ります。

17番（藤村委員）

教えていただきたいのですが、自己住宅にしたいというのはこれでいいんですけど、18ページの図面を見ると、結局、斜線が引いてある土地の裏側の農地は、全部、進入路のない状況に見えますが、この辺の人たちはどういうふうに行っているのか、青木委員、分かりますか。

1番（青木委員）

裏のほうに道がありまして、そこから入っています。

17番（藤村委員）

地図にはないけれども裏側にあるのですか。

1番（青木委員）

大丈夫です。

議長（阿部会長）

道路付けはされるということですね。

1番（青木委員）

はい。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第68号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程5 議案第68号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 6 議案第 6 9 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 6 議案第 6 9 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、9 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 6 9 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 6－4 6 から 6－4 7 及び 6－1 0 6 3 から 6－1 0 6 8 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているので、改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 7 年 2 月 2 8 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、1 0 ページから 1 2 ページを御覧ください。

本議案は、地権者と耕作者との相対で利用権設定するものです。本庁管内の 2 件について説明いたします。

整理番号 6－4 6 及び 6－4 7 は、新規に利用権を設定するものです。いずれも耕作放棄地再生利用事業の対象とした農地で、6－4 6 は令和 6 年度に、6－4 7 は令和 4 年度に、除草や耕うん等の整備を行いました。今回、引き受ける農業者が見つかったため、使用貸借による権利を設定するものです。利用目的については、6－4 6 は露地野菜を、6－4 7 は水稻を栽培する予定です。本庁管内は、合計 2 件、2 筆で、合計面積は 1,5 2 7 m²です。契約期間は 5 年 1 0 か月です。

本庁分は以上です。

事務局（伊藤所長）

続きまして、整理番号 6－1 0 6 3 及び 6－1 0 6 4 は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は 2 4 ページを御覧ください。契約期間は 4 年 1 0 か月、件数は 2 件で、5 筆、面積は 1,7 4 7 m²です。

続きまして、整理番号 6－1 0 6 5 は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は 2 6 ページを御覧ください。契約期間は 2 年 1 0 か月、件数は 1 件で、2 筆、面積は 1,6 1 3 m²です。

続きまして、整理番号 6－1 0 6 6 から 6－1 0 6 8 は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は 2 8 ページを御覧ください。契約期間は 2 0 年 1 0 か月、件数は 3 件で、4 筆、面積は 3,3 1 0 m²です。なお、こちらの農地につきましては、来月の総会で営農型の太陽光パネルを設置する予定となっております。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第69号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程6 議案第69号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 7 議案第 70 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 7 議案第 70 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、13 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 70 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 6-229 から 6-233 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているので、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項及び改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 7 年 2 月 28 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、14 ページから 15 ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が、所有者から農地を借入れ、耕作者に貸し出すための利用権を設定するものです。

本庁管内の 5 件について説明いたします。

整理番号 6-229、230 及び 233 は、利用権の更新に伴う権利設定で、合計 3 件、3 筆、3,986 m²です。このうち、6-233 は耕作者変更に伴う権利設定です。整理番号 6-231 及び 232 は新規に利用権を設定するもので、合計 2 件、2 筆、3,159 m²です。新規分の案内図は、29 ページから 32 ページを御覧ください。契約期間は、いずれも 2 年 10 か月です。利用計画が普通畑のもののうち、整理番号 6-230 については動物用の飼育作物を、それ以外については露地野菜を栽培予定です。また、利用計画が水田のものは水稻を栽培する予定です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 7 0 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程 7 議案第 7 0 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 8 報告第 7 1 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

日程 9 報告第 7 2 号 農地所有適格法人の報告について

日程 10 報告第 7 3 号 非農地証明書の発行について

日程 11 報告第 7 4 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

日程 12 報告第 7 5 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議長（阿部会長）

続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員から質疑のあった案件のみといたします。

初めに、事務局から補足説明はありますか。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、20ページを御覧ください。報告第72号につきまして、補足説明させていただきます。

まず、株式会社ゆうゆう農場につきましては、売上げが多少減少している原因として、人員が7名から4名、独立、産休、退職などにより減ったためと報告を受けております。

続きまして、24ページを御覧ください。明嶺菌につきましては、来月3月頃からシイタケの生産が始まると報告を受けていますので、次回以降の報告の内容が例年どおりとは少し変わってくる形になると報告を受けております。

以上です。

事務局（伊藤所長）

続きまして、36ページを御覧ください。報告第74号ですけれども、整理番号1016番の相続人の住所が島根県になっております。35ページを御覧いただいて、一番下の1015番を御覧いただきますと、この方と御兄弟でして、1016番の農地についても、1015番の方が合わせて耕作していくと伺っておりますので、現況が農地となっているところについては、引き続き、農地として管理していただくと伺っております。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

これより質疑に入ります。

17番（藤村委員）

2つあるのですが、1つは報告第74号の34ページから35ページの方は、全体として1.5ヘクタール、立派な面積があって、あっせんなしということは、この方が耕作を続けるという話ですね。

事務局（武信総括副主幹）

そのような報告を受けております。

17番（藤村委員）

分かりました。

もう一つは、36ページの畑が何筆かあるのですが、下から3つ目のところ、「農振」と書いてありますが、どんなところかと思って地図を見たら、道路際で、周りはみんな住宅で、農振って何と。しかも古い航空写真も見えるのですが、古いところは、きちんと畑になっていて、立派にやっているんです。そこだけ農振で周りが宅地なので、農振って何でしょうか。

事務局（伊藤所長）

こちらの区分のところで農振というのは、市街化調整区域で、農業振興地域内ですけど、農用地ではないという農地になります。

17番（藤村委員）

そこだけ、畑が残っているのですね。

事務局（伊藤所長）

今までの土地利用状況によって、そのようになるところもありますし、ここのところがちょうど線引きのところということもあり得ますので、農業振興地域内のいわゆる白地ですけれども、そういったところについては、農地転用の基準でいう第2種農地、第3種農地に該当していくと転用が可能となりますので、この農地1筆で、それぞれ単品で見えていくと、農業振興地域内の農地という見方にはなってきます。

17番（藤村委員）

でも、いずれ可能だということなのね。

事務局（伊藤所長）

転用は可能かとは思いますが、はっきりと立地条件は見えていませんので何とも言えませんけれども、周りが転用可能なところになります。

この区分のところの表記について、36ページで説明させていただきますと、まず、真ん中のところに「市街化」とありますけれども、これは市街化区域、その上のほうに4筆、「農用地」とあります。これもそのとおり。今御指摘があった「農振」と表記されているのは農業振興地域内で、農業振興地域内には、農用地であるところと農用地の指定をしていないところが2種類あります。上の4段については、「農用地」という言葉を使わせていただいています。

もう一つ、1ページ前に戻っていただいて、整理番号56番で「農振外」とあるんですけれども、これは簡単に言いますと、市街化調整区域で何も指定がされていない。普

通に「調整区域」と表記すれば分かりやすいのですが、津久井地域には線引きされていないところがありまして、そういったところを勘案させていただいて「農振外」、農業振興地域外の農地と表記しています。この筆でいくと、ただ単に市街化調整区域の農地になりますが、本来であれば、旧市だけで見るのだったら「調整区域」という言葉を使いたいのですが、津久井地域には旧城山町しか調整区域という線引きがされているところがありませんで、藤野、相模湖、津久井に関しては線引きされていませんので、「市街化調整区域」という言葉が使えないです。旧3町については「農振外」という言葉を使わせていただいていますので、それに合わせて、旧市においても同じように「農振外」と表記させていただいています。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

17番（藤村委員）

はい。

議長（阿部会長）

よろしくお願いします。

ほかに御発言はございませんか。

よろしいですか。

それでは、以上で日程8報告第71号から日程12報告第75号を終わります。

以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第37回総会は、令和7年3月27日木曜日午後1時30分から開催する予定です。開催場所は、産業会館3階大研修室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第36回総会を終了いたします。